



福祉

- ◆高齢者の方に ◆障害のある方に ◆女性 ◆ひとり親家庭
- ◆中国残留邦人等及び特定配偶者の方
- ◆ボランティアなど

◆ 高齢者の方に

高齢者の相談・医療

高齢者の総合相談〈高齢者あんしんセンター〉

高齢者あんしんセンターは高齢者の心身の健康維持、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が運営にあたります。

各窓口では高齢者の総合相談に応じ、内容に対応した情報や資料提供を行います。

また、介護保険の認定申請、介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の相談、認知症に関する相談や支援についても受け付けています。

十条台高齢者あんしんセンター	TEL 5948-5630	FAX 3906-6610
王子光照苑高齢者あんしんセンター	TEL 3927-8899	FAX 5902-7667
豊島高齢者あんしんセンター	TEL 6903-2712	FAX 6903-2707
十条高齢者あんしんセンター	TEL 5948-9981	FAX 5948-9982
東十条・神谷高齢者あんしんセンター	TEL 6908-4711	FAX 5390-0122
西が丘園高齢者あんしんセンター	TEL 5924-7715	FAX 5924-7712
みずべの苑高齢者あんしんセンター	TEL 5941-6722	FAX 5941-6723
赤羽高齢者あんしんセンター	TEL 3903-4167	FAX 3903-4257
赤羽北高齢者あんしんセンター	TEL 5948-5940	FAX 5948-5941
浮間高齢者あんしんセンター	TEL 3558-3689	FAX 3558-7988
桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター	TEL 5924-0152	FAX 5924-0890
滝野川西高齢者あんしんセンター	TEL 6903-4015	FAX 6903-4016
飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター	TEL 3940-9175	FAX 3940-9176
滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター	TEL 3822-6080	FAX 3822-6081
昭和町・堀船高齢者あんしんセンター	TEL 6807-6961	FAX 3810-6221
新町光陽苑高齢者あんしんセンター	TEL 5855-1219	FAX 5855-1217

介護保険の申請や高齢者福祉サービスの申請受付

高齢福祉課高齢相談係

TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

※ 介護保険については、P57～60、後期高齢者医療制度については、P55～56をご覧ください。

認知症などで判断能力に不安をお持ちの方の相談、福祉サービス利用に関する苦情相談

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」(岸町1-6-17)

TEL 3908-7280 FAX 3905-4653

福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談、成年後見制度についての相談などをお受けします。

【一般相談】

社会福祉協議会職員が対応します。

【専門相談(予約制)】

権利侵害、成年後見制度の利用、遺言、相続などについての相談を弁護士などがお受けします。

〈専門相談日〉

第1・3水曜日 午後1時30分～4時30分

【成年後見制度の利用支援】

制度の説明や関係機関の紹介などを行います。

【福祉サービスの苦情相談】

随時受け付けています。内容によっては、第三者の苦情調整委員が対応します。

身近な福祉の相談は〈民生委員・児童委員〉

地域福祉課地域福祉係

TEL 3908-9041 FAX 3908-6666

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において身近な相談相手として福祉に関する相談に応じています。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員の氏名・連絡先はお問い合わせください。

介護が必要な高齢者の方に

高齢福祉課高齢相談係

TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

紙おむつの支給・代金の助成

介護保険の要介護4・5(40歳以上)、要介護3(75歳以上)と認定されたおむつを必要とする方に、紙おむつを月1回支給します。また、入院中の方で、病院指定のおむつしか使用できない方には、おむつ代金の一部を助成します。



福祉

高齢者福祉マッサージ券の交付

区指定の施術所において使用できるマッサージ券を、一人暮らし高齢者定期訪問を受けている方には年間5回分、在宅の方で介護保険の要介護4・5と認定された方には年間9回分交付します。

なお、身体障害者福祉マッサージ券との併給はできません。

寝具乾燥

40歳以上の介護保険の要介護4・5と認定された方で、家族などによる寝具乾燥が困難な方に、月1回寝具乾燥等を行います。費用の1割は各自負担です。

ご自宅で調髪ができます〈訪問理美容〉

40歳以上の介護保険の要介護4・5と認定された方に、年4回理容師または美容師がご自宅を訪問して調髪します（各自負担あり）。

浴槽の取り替えなどを必要とする方に〈住宅改造費の助成〉

65歳以上で、浴槽・流し・洗面台の取り替え、トイレの洋式化の改造が必要と認められる方に、住宅改造費を助成します。必ず事前にご相談ください（介護保険による要介護認定結果が必要）。

徘徊症状のある高齢者の所在をお知らせします〈徘徊高齢者家族支援サービス〉

区内在住で認知症による徘徊症状のある方（40歳以上）にGPS端末機をあらかじめ身につけていただき、徘徊により所在が不明になったときに、介護者からの依頼により、委託業者が「所在情報」を24時間対応で検索し、お知らせします。所得により各自負担があります。

要介護（要支援）認定者の障害者控除

65歳以上の要介護（要支援）認定を受けている方で、障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度の基準に該当する方には、申請により、所得税及び住民税の障害者控除対象者認定書を交付します。

高齢者におむつを差し上げます

北区社会福祉協議会（岸町1-6-17）

TEL 3905-6653 FAX 3905-4653

介護保険の要支援1・2及び要介護1～3までの方（要介護3は申請時74歳以下）、65歳以上で常時おむつが必要な方に対して、3カ月間を限度としておむつを差し上げます。

要介護4・5の方、要介護3で75歳以上の方、障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の障害がある方など、他制度でおむつの支給等を受けられる方は対象外となります。

※ 事前に電話で対象となるかご確認ください。

※ 本制度で過去に支給を受けたことがある方は対象外となります。

外出困難な高齢者の方に〈リフト付きタクシー〉

障害福祉課障害福祉係

TEL 3908-9085 FAX 3908-5344

ねたきりなど的高齢者の方が、車イスや寝台のまま乗車できるリフト付きタクシーをご利用になれます。利用日の1カ月前からの予約制です。

区立の介護福祉施設で行っている介護保険事業

区立事業所のほかにも多数の民間事業所があります。事業所についての情報は、介護保険課の窓口やホームページで提供していますのでご利用ください。

※ 介護保険については、P57～60をご覧ください。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定管理者導入施設

在宅で介護を受けることが困難な方で、介護保険の要介護3～5に認定された方もしくは要介護1・2に認定された方で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が困難と認められる方が入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。

【入所相談】

高齢福祉課高齢相談係

TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

【施設】

施設名	床数	所在地
上中里つつじ荘	120床	上中里 2-45-2
清水坂あじさい荘	138床	中十条 4-16-32
桐ヶ丘やまぶき荘	106床	桐ヶ丘 1-16-26

※ 区立の3施設以外にも、区内の民間施設（王子光照苑50床・ウエルガーデン西が丘園100床・みずべの苑63床・うきま幸福苑115床・飛鳥晴山



福祉

苑156床・新町光陽苑90床・赤羽北さくら荘148床・浮間こひつじ園100床)及び区外契約施設があります。

※特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘(短期入所生活介護・通所介護を含む)については、令和5年度以降、大規模改修工事を予定しています。

短期入所生活介護(ショートステイ)

指定管理者導入施設

介護保険の要支援1・2及び要介護1～5と認定された方が介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練が受けられます。利用はケアマネジャーを通じて各施設へお申し込みください。

上中里つつじ荘	10床	TEL 5390-6003
清水坂あじさい荘	22床	TEL 5924-2026
桐ヶ丘やまぶき荘	10床	TEL 5924-0150

通所介護(高齢者在宅サービスセンター)

指定管理者導入施設

介護保険の要支援1・2及び要介護1～5と認定された方が、食事、入浴などの介護や日常生活訓練などのサービスを受けられます。送迎サービスもあります。利用はケアマネジャーを通じて各施設へお申し込みください。

上中里つつじ荘(令和4年11月1日から再開)	TEL 5390-6008
田端高齢者在宅サービスセンター(田端5-10-6) (令和4年10月31日廃止)	TEL 5814-0031
滝野川西高齢者在宅サービスセンター(滝野川6-21-25)	TEL 3916-1501
清水坂あじさい荘	TEL 5924-2024
堀船高齢者在宅サービスセンター(堀船2-25-2-101)	TEL 3927-7557
桐ヶ丘やまぶき荘	TEL 5924-0151

介護予防・日常生活支援

介護予防拠点施設(ぷらっとほーむ)

指定管理者導入施設

いつまでも住み慣れたまちで、元気で自立した生活が送れるように、高齢者の社会参加と地域の支え合いの体制づくりを目指す介護予防事業と通所型サービス事業(運動、栄養、口腔機能向上等)を行います。一部自己負担があります。

【実施施設】

ぷらっとほーむ滝野川東(滝野川1-46-7)	TEL 5974-2540
ぷらっとほーむ桐ヶ丘(桐ヶ丘1-6-2-101)	TEL 3908-1277

見守り・声かけをします (北区おたがいさまネットワーク)

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

65歳以上の一人ぐらしの高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯の方で、見守りを希望される方に、高齢者あんしんセンターと連携して、民生委員や声かけサポーター(ボランティア)が月2回程度の声かけをします。ご希望の方は、お近くの高齢者あんしんセンターにご相談ください。(P79)

要支援や要介護のおそれのある高齢者の方に (一般介護予防事業(介護予防・日常生活支援総合事業))

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

65歳以上で要支援や要介護のおそれのある方に、生活機能の低下を防ぐとともに、介護予防の取組が続けられる仲間づくりを行うための体操教室を、北とびあやスポーツクラブ等で行っています。(介護予防・日常生活支援総合事業P60)

定期的に訪問します(民生委員)

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

65歳以上の虚弱な一人ぐらし高齢者を週に1回程度定期的に地域の民生委員が訪問し、安否の確認や悩みごとなどの相談に応じます。ご希望の方は、お近くの高齢者あんしんセンターにご相談ください。(P79)

手すりなどの住宅改造が必要な方に (住宅改造費の助成)

高齢福祉課高齢相談係
TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

65歳以上で介護保険の要介護認定で非該当(自立)となった方で、住宅改造が必要と認められる方に、手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替えなどの住宅改造費を助成します。必ず事前にご相談ください。

慢性疾患があるなど常時注意が必要な方に (高齢者見守り・緊急通報システム)

高齢福祉課高齢相談係
TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

おおむね65歳以上の一人ぐらしまたは高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど日常生活で常時注意を要する方で、近隣に親族が居住していない方に緊急通報システム機器を設置します。また、希望される方には、火災安全システムや安否確認センサも設置します。所得により各自負担があります。



福祉

老人ホーム

高齢福祉課高齢相談係
TEL 3908-9083 FAX 3908-1229

養護老人ホーム

おおむね65歳以上で経済上、環境上の理由で家庭で生活することが困難な方の入所施設です。入所にあたっては本人及び扶養義務者の負担能力に応じて、各自負担があります。

区内には1施設あります。

都市型軽費老人ホーム

60歳以上の方で、自炊できない程度の健康状態にあり、一人ぐらしに不安がある方で北区におおむね1年以上住民登録を有している方の入所施設です。入所にあたっては本人の負担能力に応じて負担があります。

手続き支援

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」
(岸町1-6-17) TEL 3908-7280 FAX 3905-4653

福祉サービス利用援助事業 〈地域福祉権利擁護事業〉

高齢の方が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、年金証書などの書類預かりなどの支援をします。ご本人と社会福祉協議会とが、契約をして、援助を行います(契約後の支援は有料です)。

詳しくはお問い合わせください。

財産保全サービス

おおむね65歳以上の一人ぐらしまたは高齢者世帯の方で、意思の確認が可能な方が安心して在宅で生活できるよう、定期及び定額の預貯金通帳、年金証書などを金融機関の貸金庫に保管するサービスを有料で行っています。詳しくはお問い合わせください。

敬老・親睦・施設

高齢者相互の親睦に〈シニアクラブ〉

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257
北区シニアクラブ連合会事務局 TEL・FAX 3914-5194

いきがいのある高齢期を過ごすため、おおむね60歳以上の地域の方が、自主的にクラブを結成して、社会奉仕活動、健康づくりを進める活動などを行っています。

入会はお住まいの地域で活動しているクラブへの加入

になります。詳しくは北区シニアクラブ連合会事務局へお問い合わせください。

高齢者ヘルシー入浴補助券

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

区内に住所を有する70歳以上の希望する方に、区内または荒川区内の指定公衆浴場が割引で利用できる「高齢者ヘルシー入浴補助券」を交付します。詳しくはお問い合わせください。

敬老祝品の贈呈

長寿支援課 TEL 3908-9017 FAX 3908-9257

88歳(米寿)、百歳及び男女の最高齢の方に祝品等を毎年9月に贈呈しています。

高齢者のいきいの場所に〈老人いきいの家〉 指定管理者導入施設

60歳以上の区民の方に、人生100年時代を見据えた生きがいづくりや健康づくり、介護予防、地域活動を通して社会参加につながる様々な事業を行っています。

志茂老人いきいの家
(志茂1-2-22 元気ぶらざ内)
TEL 3902-5608 FAX 5249-2210

滝野川老人いきいの家
(滝野川1-46-7 滝野川東区民センター内)
TEL 3915-5545 FAX 3915-5615

名主の滝老人いきいの家
(岸町1-15-25 名主の滝公園内)
TEL 3909-3083 FAX 5948-5303

いきがい活動センター 指定管理者導入施設

TEL 5390-2220 FAX 5390-2233

高齢者の就労と社会参加につながる「いきがいづくり」を支援する拠点です。

【所在地】王子5-2-5-101

- J R 京浜東北線東十条駅北口下車12分
- 地下鉄南北線王子神谷駅下車5分
- 都営バス王子5丁目下車5分

70歳以上の高齢者に〈東京都シルバーパス〉

一般社団法人東京バス協会東京都シルバーパス専用電話
TEL 5308-6950

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
TEL 5320-4275

シルバーパスで、都営交通、都内の民営バスが自由に乗車できます。70歳以上の希望する方に、東京バス協会が有料で発行します。詳しくはお問い合わせください。



福祉

仕事

60歳以上の方へ簡単な作業を〈授産場〉 指定管理者導入施設

王子授産場（王子2-19-20）	TEL 3912-9171
桐ヶ丘授産場（桐ヶ丘2-7-22）	TEL 3900-0275

働きたいという方のために簡単な作業を提供します。

【利用資格】 60歳以上の方

【作業種目】 箱折・袋詰など簡単な手作業

あなたの経験と能力を生かして 〈北区シルバー人材センター〉

公益社団法人北区シルバー人材センター（赤羽1-1-38）
TEL 3908-8400 FAX 3908-8405

定年後もいきがいのため、軽い仕事をしたいという健康な高齢者の会員組織で、地域に関わりの深い仕事を引き受け、自分の希望する仕事に知識や経験、技能を活かして就業する公共公益的な団体です。

【会員が従事する主な仕事内容】

- マンション清掃や管理 ● 駐車場、駐輪場管理
- 公園清掃 ● 公共施設の受付、案内
- 自転車整理 ● 襖・障子の張り替え
- 植木の手入れ、草むしり ● 家事援助

【入会手続き】

60歳以上の健康な北区民で、当センターの趣旨に賛同する方が対象です。

入会説明会（月1回・事前予約制）にご参加ください。入会手続き（面接）後、理事会の承認を受け会員になります。（年度会費2,000円）

【入会すると】

当センターが請け負った仕事の中から希望に添った仕事に従事していただき、報酬は配分金として当センターから受け取る仕組みになっています。

【仕事の発注は】

仕事の依頼も受け付けています。

高齢者向きの仕事がありましたら、ぜひ当センターにご連絡ください。

ボランティア

地域でボランティア活動をしたい方に

ぶらっとほーむ滝野川東（滝野川1-46-7） 指定管理者導入施設	TEL・FAX 5974-2540
ぶらっとほーむ桐ヶ丘（桐ヶ丘1-6-2-101） 指定管理者導入施設	TEL 3908-1277 FAX 3908-1557

ぶらっとほーむ滝野川東・桐ヶ丘では、高齢者が中心となって地域の介護予防を進める仲間づくりやボランティア活動の相談・支援を行っています。詳しくはお問い合わせください。

◆ 障害のある方に

障害のある方の相談

障害者の方の総合窓口 〈身体・知的・精神障害及び難病〉

障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081・1358・1359 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター TEL 4334-6548 FAX 4334-6549

障害のある方の福祉サービスに関する相談に応じます。
※ 精神障害の方はまず各健康支援センター（P50参照）にご相談ください。

子どもの障害相談 （児童発達支援センター）

児童発達支援センター	TEL 3913-8841
------------	---------------

※ 詳しくはP98をご覧ください。

知的障害や精神障害などで判断能力に不安をお持ちの方の相談、福祉サービス利用に関する苦情相談

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」 （岸町1-6-17）	TEL 3908-7280 FAX 3905-4653
---	-----------------------------

福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談、成年後見制度についての相談などをお受けします。

【一般相談】

社会福祉協議会職員が対応します。

【専門相談（予約制）】

権利侵害、成年後見制度の利用、遺言、相談などについての相談を弁護士などがお受けします。

〈専門相談日〉第1・3水曜日 午後1時30分～4時30分

【成年後見制度の利用支援】

制度の説明や関係機関の紹介などを行います。

【福祉サービスの苦情相談】

随時受け付けています。内容によっては、第三者の苦情調整委員が対応します。

手帳と手当

障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081・1359 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

次ページへ続く



福祉

身体障害の方が支援を受けるために 〈身体障害者手帳〉

身体に障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。障害の種別、程度により1～6級の手帳が交付されます。交付申請先など詳しくはお問い合わせください。

精神障害の方が支援を受けるために 〈精神保健福祉手帳〉

精神障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。この手帳をもっていることによりいろいろな支援を受けられます。交付申請先など詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方に 〈各種手当〉

【心身障害者福祉手当（区の制度）】

区内にお住まいの方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症及び難病医療費助成を受けている方に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方に月額10,000円の手当を支給します。

- ※ 所得制限、年齢制限等支給制限があります。
- ※ 20歳未満の方は、児童育成手当が該当します。ただし、併給はできません。
児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当についてはP93をご覧ください。

【東京都重度心身障害者手当（都の制度）】

心身に特に重度の障害があるため、家庭において常時複雑な介護を必要とする方に手当（月額60,000円）を支給します。

- ※ 所得制限、年齢制限等支給制限があります。
- 【障害児福祉手当・特別障害者手当（国の制度）】
心身に重度の障害があるために、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に障害児福祉手当（月額14,850円）を、20歳以上で常時特別な介護を必要とする方に特別障害者手当（月額27,300円）を支給します。（令和4年度現在）
- ※ 所得制限等支給制限があります。
- ※ 月額の変動する場合があります。

知的障害の方が支援を受けるために 〈愛の手帳〉

東京都北児童相談所	TEL 3913-5421 (代)
東京都心身障害者福祉センター	TEL 3235-2961

知的障害のある方がいろいろな支援を受けるために必要な手帳です。交付申請先など詳しくは、18歳未満は北児童相談所、18歳以上は東京都心身障害者福祉センターまでお問い合わせください。

医療と補装具

障害福祉課王子障害相談係	TEL 3908-1358・1359 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係	TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

心身障害者医療費助成（マル障）

身体障害者手帳1・2級（内部障害の方は3級を含む）、愛の手帳1・2度及び精神障害者保健福祉手帳1級（平成31年1月より）で、国民健康保険や社会保険などに加入している方が対象です。区役所でお渡しする（障）受給者証を健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険が適用される部分について一部費用を助成します。ただし、所得制限・年齢制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

自立支援医療（精神通院）

精神障害（てんかんを含む）のある方が病院または診療所へ通院して精神疾患の治療を受ける場合に、その医療費の一部を公費で助成します。

自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方で、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療を受けるとき必要と認められた方に、その医療費の一部を公費で助成します。

難病医療費助成

原因が不明で効果的な治療法が確立されておらず、経過が慢性にわたる難病について、経済的な負担を軽減するために医療費の助成を行っています。

【対象】

都内に住所を有し、医療費助成対象疾患に罹患し、認定基準を満たしている方

一般歯科診療所で治療が困難な方に

心身に障害のある方及び高齢者の方で、一般歯科診療所では治療が困難な方に対して、歯科治療及び口腔保健指導を実施しています（予約制）。

受診の際は保険証などをお持ちください。

【診療場所及び申込先】

北区障害者口腔保健センター （滝野川6-21-25 滝野川西区民センター 2階）	TEL 5567-2088 FAX 5567-3388
---	-----------------------------

【予約受付日及び予約受付時間】

月～金曜（祝日及び年末年始を除く）
午前9時30分～午後5時



福祉

身体障害の方に補装具を

身体障害者（児）の日常生活の向上のために、補装具の交付、修理、借受けの費用助成を行います。

【対象者】

身体障害者（児）

※ 品目によって対象者が異なり、判定が必要となる場合があります。

【補装具の主な品目】

眼鏡、補聴器、義手、義足、車椅子、座位保持装置等

※ 購入後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。

※ 原則として介護保険法や労働者災害補償保険法等の他法優先となります。

※ 所得制限があり、本人や家族の所得に応じて自己負担があります。

※ 特定の難病に該当する方は、助成対象となる場合があります。

※ 一部の品目は借受けが利用できない場合があります。

日常生活の援助

障害福祉課王子障害相談係 TEL 3908-9081・1358 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係 TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター (★印のついているもののみ) TEL 4334-6548 FAX 4334-6549

ホームヘルプサービス（居宅介護）★

障害のある方が援助を必要とする場合、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、身体介護や家事援助など生活全般にわたる援助を受けることができます。

【対象】

身体障害・知的障害・精神障害・特定の難病に該当する方。ただし、介護保険対象者は介護保険が優先となります。

【費用】

世帯の収入状況等に応じて各自負担があります。

【手続】

窓口または電話で相談を受け付けます。相談をお受けした後、障害者の心身の状況（障害支援区分）の判定や必要なサービス量の調査をし、支給決定します。決定のあと、サービスを受ける方がホームヘルプ事業者と契約をします。

ショートステイ（短期入所・日中一時支援）★

身体・知的・精神障害のある方や難病等の方（難病等

の方は、日中一時支援は対象になりませんが、介護を行う方の疾病そのほかの理由でお困りの時、施設を一時的に利用することができます。

【費用】

世帯の収入状況等に応じて各自負担があります。食費などの費用負担があります。

【手続】

窓口または電話で相談を受け付けます。相談をお受けした後、障害者（児）の心身の状況（障害支援区分）の判定や必要なサービス量の調査をして決定します。

心身障害者の日常生活のために〈日常生活用具〉

心身に障害のある在宅の方に福祉の増進のために、日常生活用具の購入費用助成を行います。

【対象者】

心身に障害のある在宅の方

※ 品目によって対象者が異なります。

【日常生活用具の主な品目】

特殊寝台、特殊マット、ストマ装具、ネブライザー、フラッシュベル 等

※ 購入後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。

※ 原則として介護保険の貸与、給付が優先となります。

※ 所得制限があり、本人や家族の所得に応じて自己負担があります。

※ 特定の難病に該当する方は、助成対象となる場合があります。

東京都心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養する保護者（65歳未満）が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡または重度障害）があったとき、残された障害のある方に終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。詳しくはお問い合わせください。

一人暮らし等の身体障害の方に〈緊急通報システム〉★

18歳以上の身体障害者手帳1・2級または難病患者（東京都の医療費助成を受けている方）で一人暮らしもしくは日中おひとりの方に、緊急時連絡用の緊急通報システム機器を設置します。所得により各自負担があります。



福祉

障害者の方のNHK放送受信料の減免

NHK放送受信料が全額または半額免除されます。

【全額免除】 障害のある方がいる世帯で、世帯全員が住民税を課税されていない世帯。

【半額免除】 契約者である世帯主が視覚もしくは聴覚障害または身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級、重度の戦傷病者（特別項症から第1款症）の方である世帯。

身体障害の方の入浴介助（訪問入浴）

肢体または体幹機能障害1・2級の方で、家族などの介助のみでは入浴が困難な方に巡回入浴車を派遣します。介護保険対象者は、介護保険が優先します。所得に応じて、各自負担があります。

心身障害の方に寝具乾燥★

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方で、寝たきりなどの状態にあり、寝具の乾燥が困難な方に月1回専門業者が寝具乾燥を行います。費用の一部は各自負担です。

心身障害の方の理髪に〈訪問理美容〉★

外出困難な下肢または体幹機能障害1・2級または愛の手帳1・2度の方に、理容師もしくは美容師を派遣します（各自負担あり）。

重度心身障害の方に 〈紙おむつの支給★、代金の助成〉

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方で重度心身障害に起因して常時おむつを必要としている方に紙おむつを支給します。入院中で、病院指定のおむつしか使用できない方には、おむつ代金の一部を助成します。

肢体不自由の方に〈マッサージ券の交付〉★

肢体不自由1～3級の方に年5回分のマッサージ券を交付します。指定のマッサージ師の施療所に事前に連絡して、施療を受けてください。なお、高齢者福祉マッサージ券の対象者には交付できません。詳しくはお問い合わせください。

目の不自由な方に盲導犬を給付します

視覚障害1級で、都内に1年以上居住する18歳以上の方に盲導犬を無料で給付します。なお、犬の飼育費などは各自負担です。所得制限があ

りますので、詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方の自動車運転免許取得費の助成

18歳以上の障害のある方が自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成します。対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。

身体障害の方所有の自動車改造費の助成

就労などのために18歳以上の身体障害者本人が運転する自動車の操向装置および駆動装置を改造する場合、費用の一部を助成します。対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方の外出を支援します 〈福祉タクシー利用券〉★

下肢・体幹機能障害1～3級、視聴障害1・2級、内部障害1～3級または愛の手帳1・2度で在宅の方に外出支援として、1カ月につき500円券6枚と、100円券5枚の福祉タクシー利用券を交付します。対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

外出困難な重度身体障害の方に 〈リフト付きタクシー〉

重度の身体障害のある方が、車イスや寝台のまま乗車できるリフト付きタクシーをご利用になれます。利用日の1カ月前からの予約制です。詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方の外出を支援します 〈ガソリン代助成〉★

自動車税または軽自動車税を減免された身体障害者手帳、愛の手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方にガソリン代の一部として1カ月3,500円分のガソリン券を交付します。ただし、福祉タクシー利用券の交付を受けていない方に限ります。対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

心身障害の方のために有料道路通行料の割引

身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちで、下記の要件に該当する方が有料道路を通行する場合、通常の通行料が半額になります（営業用の自動車、レンタカーなどを除く）。

- ・身体障害の方が自ら運転する場合
 - ・重度（一種）の身体障害の方、または重度（一種）の知的障害の方を乗せて、障害者本人以外の方が運転する場合
- 詳しくはお問い合わせください。



福祉

心身障害の方に交通機関の優遇措置

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に交通機関の優遇措置があります。都営交通（電車、バス、地下鉄）、民営バス、航空、JR、私鉄運賃の割引があります。対象者や内容がそれぞれ違いますので、詳しくはお問い合わせください。

住宅設備改善費の給付

学齢児以上の身体障害者手帳をお持ちの方で下肢・体幹等に係わる障害の程度が1～3級の方または補装具として車イスの交付を受けた内部障害の方に対し、住宅設備改善費を助成します。ただし、等級や年齢により、給付内容が限られます。また所得制限があり、かつ本人や家族の所得に応じて自己負担があります。

- ※ 工事後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。
- ※ 介護保険の対象の方は、介護保険の住宅改修が優先されます。
- ※ 特定の難病に該当する方は、一部対象となる場合があります。
- ※ 原則として一世帯あたり同一種目一回限りとなります。

詳しくはお問い合わせください。

小児慢性特定疾病児童等の日常生活のために (小児慢性特定疾病児童等日常生活用具)

小児慢性特定疾病児童等の日常生活の向上のため、次のような日常生活用具の購入費用助成を行います。

【対象】

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による用具の給付の対象とならない方

【主な品目】

特殊寝台、特殊マット、歩行用支援用具、ネブライザー等

- ※ 購入後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。また、所得制限があり、かつ家族の所得に応じて自己負担があります。

補聴器の購入費用を助成します (中等度難聴児発達支援)

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の中等度難聴児に対して補聴器の購入費用の一部を助成します。対象要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

- ※ 購入後の助成はできません。必ず事前にご相談ください。

聴覚障害の方に〈手話通訳者〉

手話通訳連絡所（第一庁舎1階4番）
TEL 3908-8607 FAX 3908-6323

聴覚障害の方が、健聴者との意志疎通を円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。利用には事前登録が必要です。FAXのほかにメールでも依頼ができます。また、第一庁舎1階及び赤羽会館6階に常駐する手話通訳者は区役所・赤羽会館各窓口での通訳や生活相談を行います。

児童発達支援給食費の助成

障害福祉課障害福祉係
TEL 3908-9085 FAX 3908-5344

児童発達支援サービス利用時に負担した給食費を助成します。詳しくはお問い合わせください。

車イスをお貸しします

北区社会福祉協議会（岸町1-6-17）
TEL 3905-6653 FAX 3905-4653

ケガなどにより一時的に車イスが必要になった方に原則3カ月以内で車イスをお貸しします。

【必要なもの】 北区在住が証明できるもの（免許証、健康保険証など）

- ※ 車イスは台数に限りがあり、ご希望時にお貸しできないことがありますので、事前に電話で予約してください。

ハンディキャブをお貸しします

北区社会福祉協議会（岸町1-6-17）
TEL 3905-6653 FAX 3905-4653

車イスごと乗車できるリフト付きワゴン車をお貸しします。

【対象】

高齢者や身体障害者の方で、車イスやストレッチャーでないと移動が困難な方

【利用方法】

事前予約制。月4日間まで

- ※ 走行距離に応じてガソリン代相当分を負担していただきます。

【年会費】

2,000円（年度ごとの更新が必要です。）

手続き支援

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」
(岸町1-6-17) TEL 3908-7280 FAX 3905-4653

福祉サービス利用援助事業〈地域福祉権利擁護事業〉

知的障害、精神障害の方が安心して地域で生活できる



よう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、年金証書などの書類預かりなどの支援をします。ご本人と社会福祉協議会とが契約をして、支援を行います。

※ 契約後の支援は有料です。詳しくはお問い合わせください。

財産保全サービス

知的障害、精神障害の方の一人ぐらしの世帯または対象者のみの世帯で、意思の確認が可能な方が安心して在宅で生活できるよう、定期及び定額の預貯金通帳、年金証書などを金融機関の貸金庫に保管するサービスを有料で行っています。

詳しくはお問い合わせください。

施設

施設の通所や入所に関する相談に応じます (入所・通所相談)

■ 身体・知的・精神障害者のための施設

障害福祉課王子障害相談係	TEL 3908-1358 FAX 3908-5344
障害福祉課赤羽障害相談係	TEL 3903-4161 FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター	TEL 4334-6548 FAX 4334-6549

■ 心身に障害のある児童のための施設

東京都北児童相談所	TEL 3913-5421
-----------	---------------

障害者福祉センター

障害者福祉センター (中十条 1-2-18)	TEL 3905-7111 (代) FAX 3905-7116
------------------------	---------------------------------

- JR王子・東十条・十条駅下車 徒歩10分
区内に居住する身体障害、知的障害及び精神障害の方の福祉の増進を図るための施設です。

【集会施設】

障害者福祉センターに登録している障害者団体に対して部屋の貸出を行っています。

室名 (定員)	和室 (20)、洋室 (15)、録音・音楽室 (20)、ボランティア室 (10)
開館日	毎日
休館日	年末年始 (12月28日～1月4日) 機械設備保守点検などのため休館することがあります。
貸出時間	午前9時～午後9時

【浴室】

家庭の風呂や一般浴場を利用することが困難な身体障害の方に対し、浴室の貸出を行っています (要問い合わせ)。なお、入浴介助と送迎については利用者の負担となります。

障害者福祉センター事業係
TEL 3905-7121 FAX 3905-7116

【作業訓練室】

15歳以上で中軽度の障害の方を対象に各種趣味の講座や、中軽度の知的障害の方にグループワーク・レクリエーション活動を行い、自立・社会参加促進のための支援をしています。

【機能訓練室】

脳卒中などの後遺症、そのほか疾病や負傷などにより高次脳機能障害と診断され、医療終了後も継続して訓練を行うことが望ましいと思われる方、又は軽度の若年性認知症の方、原則として40歳以上65歳未満の方を対象に通所による訓練を行います。

〈訓練内容〉高次脳機能障害訓練

※ 公認心理師等による相談や家族会もあります。

詳しくはお問い合わせください。

心身に障害のある方の通所施設

※ ご利用の際は、障害福祉サービス受給者証が必要になります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

■ 障害者福祉センター生活訓練室

重度身体障害の方を対象とし、日々の通所を通して、生活・健康の支援を行い、生活の質の向上と自立の促進を図る施設です。

障害者福祉センター支援係
TEL 3905-7113 FAX 3905-7116

■ 福祉作業所

指定管理者導入施設

就労が困難な知的障害の方で、単独で通所のできる方に作業や、生活訓練を行い自立を支援する施設です。

王子福祉作業所 (王子 2-19-20)	TEL 3919-9575 FAX 3919-9576
赤羽西福祉作業所 (赤羽西 5-7-5)	TEL 3907-5801 FAX 5948-5070
たばた福祉作業所 (西ヶ原 1-19-12)	滝野川健康支援センター 2階 TEL 5907-5215 FAX 5907-5214

■ 福祉工房

指定管理者導入施設

心身障害のために就業能力の限られている方に作業訓練、生活訓練などを行い自立を支援する通所施設です。

赤羽西福祉工房 (赤羽西 5-7-1)
TEL 3908-4111 FAX 3908-4072

■ 福祉園

指定管理者導入施設

障害程度の重い18歳以上の知的障害の方に対し、社会生活能力の向上と自立に必要な作業、生活、健康づくり、計画相談等の支援を行う施設です。

あすなる福祉園 (王子 6-4-6)	TEL 3913-0188 FAX 3913-0189
若葉福祉園 (赤羽西 6-9-2)	TEL 5993-5556 FAX 5993-5558



福祉

知的障害の方のグループホーム〈神谷ホーム〉 指定管理者導入施設

障害福祉課王子障害相談係
TEL 3908-1358 FAX 3908-5344

障害福祉課赤羽障害相談係
TEL 3903-4161 FAX 3903-0991

障害者福祉センター
TEL 3905-7111 (代) FAX 3905-7116

15歳以上の知的障害の方に対して生活の場を提供することにより、地域社会での自立生活を援助する施設です。

障害のある方の社会参加、自立生活の支援をします

障害者基幹相談支援センター
(中十条1-2-18 障害者福祉センター内)
TEL・FAX 3905-7226

主に地域の障害のある方やそのご家族のご相談に応じています。また、区内の関係機関と協力しながら、障害者の暮らしを様々な方法で支援しています。

- (1) 自立生活のための各種相談・情報提供
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組・人材育成
- (3) 権利擁護・虐待防止の取組
- (4) 地域移行・地域定着の促進の取組

障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」
(中十条1-2-18 障害者福祉センター内)
TEL 3905-7201・3905-7202 FAX 3905-7203

障害のある方及びその家族・地域住民に対し、生活・医療・対人関係等の相談、支援、交流の場や情報を提供しています。

障害のある方の就労を支援します

主に知的・身体障害の方
就労支援センター北 ドリームヴィ (上十条2-1-12)
TEL・FAX 3906-7753

主に精神障害の方
就労支援センター北 わくわくかん (赤羽南2-6-6 B1)
TEL 3598-3337 FAX 3902-9996

就労の相談・訓練、就労の準備支援、職場の問題の相談などに応じています。

◆ 女性

女性の自立のための女性福祉資金

生活福祉課生活支援係
TEL 3908-9046 FAX 3908-1241

都内に6カ月以上お住まいで、北区に住所を有している寡婦、未婚の女性の方などにお貸しする資金です。

償還期間は3～20年以内、無利子、保証人が必要です。詳しくはお問い合わせください。

女性のための相談

生活福祉課相談係
TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

離婚や配偶者などからの暴力による被害などの悩みを抱えている女性や、保護、援助の必要な女性の相談に婦人相談員が応じています。

スペースゆう (北区男女共同参画活動拠点施設)

スペースゆう
TEL 3913-0161 FAX 3913-0081

男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画を推進するための拠点施設です。

※ 詳しくはP107をご覧ください。

◆ ひとり親家庭

ひとり親家庭の就労支援

生活福祉課相談係
TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

次の事業により、ひとり親家庭の父または母の就労・自立を支援します。所得などの要件があります。

- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 (ひとり親家庭の子も対象となります)
- 自立支援プログラム (就労計画書) 策定

ひとり親 (母子・父子) 家庭のための相談

生活福祉課相談係
TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

ひとり親 (母子・父子) 家庭の就業や生活設計、母子生活支援施設入所 (母子のみ) などに関する相談に母子・父子自立支援員が応じています。

そらまめ相談室 (ひとり親家庭等相談室)
TEL 3908-1363

ひとりで子育てすることの不安や、生活に関わる困り事の相談に、専門相談員が応じています。

母子生活支援施設 指定管理者導入施設

生活福祉課相談係
TEL 3908-1142 FAX 3908-7171

生活上のさまざまな問題をかかえ、子 (18歳未満) の養育にお困りの母子世帯の生活と自立を支援する児童福祉施設です。入所期間は原則2年間です。



福祉

ひとり親家庭の自立のための 東京都母子及び父子福祉資金

生活福祉課生活支援係
TEL 3908-9046 FAX 3908-1241

都内に6カ月以上お住まいで20歳未満（下のお子さんが20歳未満であれば20歳以上の上のお子さんも可）のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方にお貸しする資金です。詳しくはお問い合わせください。

母子福祉応急小口資金

生活福祉課生活支援係
TEL 3908-9046 FAX 3908-1241

区内に3カ月以上お住まいの母子家庭で、災害、疾病そのほかの理由で緊急に費用の支出をしなければならないとき、借受後の償還が確実な方に5万円を限度にお貸しします。

無利子で12カ月以内の均等償還、保証人は不要です。詳しくはお問い合わせください。

ひとり親家庭等の医療費の助成

子ども未来課子育て給付係
TEL 3908-9096 FAX 3908-8310

母子・父子などのひとり親家庭等の方に医療証を発行し、医療費の助成をします。ただし、請求者及び同居の親族の所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

【助成対象とならない方】

- (1) 申請者及び申請者と生計を同じくする扶養義務者の前々年の所得が所定の限度額を超えているとき
- (2) 生活保護法による保護を受けているとき
- (3) 健康保険に加入していないとき
- (4) 児童が児童福祉施設等（契約入居者を除く）に入所するようになったとき（保育園・通所施設等を除く）
- (5) 児童が、児童福祉法に規定する里親等に委託されているとき
- (6) 心身障害者医療費助成制度の助成を受けることができるとき

【受給要件、助成内容など】

下記の表をご覧ください。

ひとり親家庭等の医療費の助成

受給要件	助成内容	手続きに必要なもの
18歳に達した日以後の最初の3月末日までの児童（20歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の障害のある方を含む）で、次のいずれかに該当する児童を監護している母子・父子家庭等	健康保険の適用される診療や投薬の自己負担分を助成します。 ただし、収入によっては一部自己負担金が発生します。 ※入院時の食事代は全額各自負担となります。	●健康保険証（コピーでも可） ●請求者及び児童の戸籍全部事項証明書（謄本） （発行から1カ月以内のもの） ※ほかに提出書類が必要な場合があります。 ※所得制限など詳しくはお問い合わせください。
(1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父または母が重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童 (3) 父または母の死亡・生死不明・1年以上遺棄されている・DV保護命令を受けている等	※「監護」とは、一般に児童の生活に通常必要とされる管理・監督を行うこと。	

児童扶養手当・児童育成手当

子ども未来課子育て給付係
TEL 3908-9096 FAX 3908-8310

児童を養育している母子・父子家庭などの方に手当を支給します。

※詳しくはP93をご覧ください。

◆ 中国残留邦人等及び特定配偶者の方

支援給付金及び配偶者支援金

生活福祉課生活支援係
TEL 3908-9004 FAX 3908-1241

厚生労働省が認定した「老齢基礎年金等の満額支給」の対象となる中国残留邦人等とその特定配偶者の方に、支援給付金及び配偶者支援金を支給します。収入の基準等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆ ボランティアなど

NPO・ボランティア活動に関するご相談は

東京都北区NPO・ボランティアぶらざ（北とぴあ4階）
指定管理者導入施設 TEL 5390-1771 FAX 5390-1778

北区NPO・ボランティアぶらざでは、職員が、ボランティア活動やNPOに関する相談を受け付けています。「ボランティア活動をしてみたい」「グループを作りたい」「NPO法人になるにはどうしたらいい？」など、お気軽にご相談ください。



福祉

【開館時間】 火～土曜 午前10時～午後9時
日曜 午前10時～午後5時

【休館日】 月曜（月曜が祝日にあたる場合は、その翌日も休み）、年末年始

高齢者いきいきサポーター制度

特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構
（東京都北区NPO・ボランティアぶらざ内・北とびあ4階）
TEL 5390-1771 FAX 5390-1778

65歳以上の方が、ボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献の喜びを味わいながら、より元気になることを目的とした制度です。制度に登録し受入施設でボランティア活動をすると「いきいきサポーター手帳」にスタンプが押印され、スタンプ数に応じた交付金（上限あり）を申請することができます。

【対象者】 65歳以上の方

【活動内容】 指定の区内高齢者施設などで行う、話し相手、洗濯物の整理、レクリエーション支援など

友愛ホームサービス

北区社会福祉協議会友愛ホームサービス担当
（岸町1-6-17） TEL 3907-9492 FAX 3905-4653

地域の高齢者の方などを対象に日常生活の簡単な手伝いをする住民参加型の有償在宅福祉サービスです。地域の方がサポートスタッフとして登録し、家事や外出付き添いなどのサービスを提供します。

【対象】

- (1) おおむね65歳以上の高齢者
- (2) 心身に障害のある方
- (3) 難病、病弱、ケガなどのため支援を必要とする方
- (4) ひとり親家庭の養育者で、一時的な援助を必要とする方

※ その方の状況により、利用できるサービスが異なります。詳しくはお問い合わせください。

【利用料】

年会費：1,500円（会員登録制）
利用料金：900円／60分（延長300円／20分）

【サービス提供時間】

月～金曜（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時

手話を学びたい方〈手話講習会〉

障害者福祉センター事業係
TEL 3905-7121 FAX 3905-7116

15歳以上で、区内在住在勤の方を対象に、聴覚障害者に対する理解を深め、聴覚障害者の生活支援のためにボランティア活動ができるよう、毎週月曜日に手話の実技指導を行っています。



福祉